

vol.44-6 (通算 495号)

2014年9月号

やどかり

2014年9月15日発行
(毎月1回15日発行)1987年12月19日第三種郵便物認可
発行人 公益社団法人やどかりの里
代表者 土橋 敏孝
〒337-0043
さいたま市見沼区中川 562

TEL 048-686-0494

FAX 048-686-9812

定価 50円 (含会費)

生活保護基準切下げは違憲

やどかりの里から6人が提訴

8月1日、昨年8月の生活保護基準の切下げの処分に対し、県内在住の25人がさいたま地裁へ集団提訴した。やどかりの里からも6人のメンバーが原告に立ち上がった。

生活保護基準の切下げは、3年かけて平均6.5%から最大10%予定されている。この根拠は、低所得者層との比較やパソコンなど日頃買わないような電化製品の物価下落等で、生活者の実態を無視した、保護費削減ありきで強行されたともいえる。

やどかりの里に登録するメンバーの約3分の1が生活保護を利用している。やどかりの里でも学習を進め、審査請求などの取り組みも応援してきた。切下げが始まり「風呂の湯を張るのを10cm下げた」「野菜は高いので種類や量を減らし控えるようになった」「どこが安いか、という話ばかりするようになった」と、着実に

生活に影響が及んでいる。「これまでも生活を切り詰めてきて、3年かけて10%も下がるなんて思うと本当にしんどい」、精神的にも大きな不安がのしかかっている。

今回の裁判では、生活保護の実施機関である埼玉県と各市に対して処分の取り消しを求め、国家賠償という形で国に「健康で文化的な最低限度の生活」のあり方を問うていく。

提訴前日、やどかりの里で緊急に応援集会を開いた。原告の人たちから「これ以上、保護費が下がったら本当に厳しい」「どこまでできるかわからないが、子どもや孫に頑張る姿を見せたい」「社会保障全体の問題。多くの人に関心を持ってもらえれば」と思いが語られた。長い裁判になる。傍聴活動、支援金づくりなど具体的な応援も必要だ。多くの力で支えて行こう。

